

労働安全衛生コンサルタント制度推進月間 実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会では、1974年6月15日に労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの第1回登録があったことから、6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。当会では、この日を中心に、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、皆さまの職場における安全衛生の改善に向けて、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

実施時期

推進月間 2025年6月1日～6月30日

準備月間 2025年4月1日～5月31日

後 援

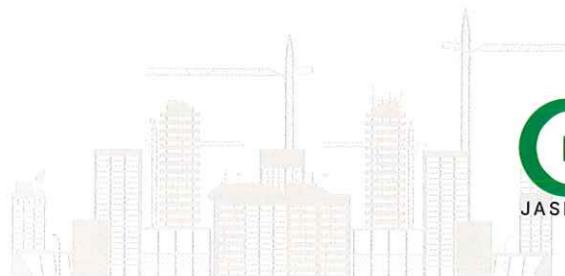
厚生労働省
中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人 日本ボイラ協会
一般社団法人 日本クレーン協会
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
公益社団法人 産業安全技術協会
一般社団法人 假設工業会
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
全国社会保険労務士会連合会
公益社団法人 日本技術士会
独立行政法人 労働者健康安全機構
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

実 施 者

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
本会都道府県各支部
会員：労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS
〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F
TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : info@jashcon.or.jp

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。

老若男女の働く職場 守ろう! みんなの命と健康 活かそう! 労働安全・衛生コンサルタント



経営者・安全衛生担当の 皆さんへ

**労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント**
を活用すると、
こんな**メリット**があります。

活用の詳細は2～3ページを
ご覧下さい

- 1 メリット 社内では分からぬ**安全衛生上の問題**を第3者の視点で明らかにします。
- 2 メリット 社内では得られない**安全衛生の専門的な指導**を行います。
- 3 メリット 経営に役立つ**安全衛生管理情報を提供**します。
- 4 メリット 機械のフェールセーフ化、化学物質の自律的管理など、**安全衛生上の専門的な技術指導**を行います。
- 5 メリット 必要な時に必要な依頼を受け付け、**効果的な対応を実現**します。

労働安全・衛生コンサルタントとは

「労働安全コンサルタント」と「労働衛生コンサルタント」は、いずれも国が行う高度な試験に合格し、資格登録を受けた安全・衛生の専門家です。

安全・衛生についての専門的な知識や技術、新たな情報を身に着けており、事業場の安全衛生診断を行い、安全衛生改善計画の作成をはじめ、安全衛生指導などを行うのが主な職務です。

さらに、その多くは、コンサルタントの資格の他、技術士や施工管理技士、医師、保健師、社会保険労務士、中小企業診断士などの資格も保有しており、企業の経営者や安全衛生担当者の皆さまの良きアドバイザーとなり、幅広く問題解決をサポートすることができます。

ぜひ、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。



こんな時、
労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント
の活用を！

- 労働災害が発生したとき、再発防止対策をたてるとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 安全衛生改善計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順を作成するとき
- 安全衛生管理活動を活発にしようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関して相談したいとき



求められる第3者の視点

—労働安全・衛生コンサルタントの活用事例—

労働災害の発生という、安全衛生に起因する企業の経営リスクの要因の多くは社内にあります。それらは、古くからの慣習や、時代にそぐわない企業風土の中に潜んでいます。しかし、リスクの芽を摘む上で、社内の人材のみでの活動には限界があります。そこで問題解決の切り札となるのが、第3者の視点で問題点を指摘し、その解決に向けて助言できるコンサルタントの活用です。

安全文化を新たに確立

大都市圏の公設市場で何百人もが働く卸売会社では、フォークリフトの接触などで、物損を含め毎月10件以上の事故が発生していました。外国人労働者も増え、コミュニケーションも懸案でした。そういう状況の中で死亡災害が発生し、労働局から安全管理特別指導事業場に指定されました。

安全衛生改善計画の作成などのサポートをするため現場に入った労働安全コンサルタントのAさんが最初に感じたのは、「現場を支配する、仕事の効率を優先する一方、安全への配慮に欠けた空気」でした。スマートフォンを手にフォークリフトを運転する外国人も目にしました。そこで、フォークリフトの接近をライトで知らせる物理的な対策などをアドバイスしたほか、リスクアセスメントをはじめとする、安全対策の勉強会などを通じて現場の意識改革を支援しました。その結果、フォークリフト運転時のヘルメットの着用が浸透するなど、これまでなかった安全文化が現場に生まれ、3カ月間の無事故も記録しました。

グローバル化に対応

グローバル化を背景に、SDGsなどへの企業の対応が社会的に関心を集めようになっています。そういう環境変化の中で、欧米の企業を中心に、労働安全衛生対策のために第3者である専門家を活用する動きが広がっているようです。

労働安全コンサルタントのCさんは、データセンター建設の発注者が主導する安全パトロールに同行することになりました。そのデータセンターは、完成後は外資系企業が使うことになります。「建設中に労働災害が発生した施設は使いたくない」と、外資系企業の多くは考えます。そこで、発注者としても労働災害防止に万全を期すため、施工者に管理を任せるだけでなく、コンサルタントを活用したのです。そういう対応は今後、国内でも一般化していくでしょう。

健康経営を支援

最近の新卒者は、就職先の企業が夜遅くまで仕事をしていないか窓明かりをチェックするといいます。人手不足を背景に企業の人材獲得競争が激化すると同時に、企業の安全衛生に対する姿勢を若者が厳しく評価するようになっています。その指標の一つが国の「健康経営優良法人認定制度」です。2023年度、中小規模法人部門でも約1万7000社が認定されました。

労働衛生コンサルタントのDさんは、複数の企業を対象に、認定取得に向けて、健康診断率の向上や特定保健指導の実施、メンタルヘルス対策など衛生管理体制の構築をサポートしてきました。「男女の比率や高齢化率など各企業の実情を見ながら、人事・労務担当や健康保険組合など関係者の間にあって、第3者としてアドバイスできることコンサルタント活用のメリット」と話しています。